

業務改善の実施状況報告

組織名	農村振興局農村政策部農村計画課	連絡先	(直通) 03-3502-5999
所管する業務の概要	① 農山漁村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（中山間地域振興課及び都市農村交流課の所掌に属するものを除く。） ② 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。 ③ 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画（中山間地域等の総合的な振興計画を除く。）の作成についての指導及び助成に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。） ④ 土地その他の資源の農業上の利用の確保に関すること（整備部の所掌に属するものを除く。） ⑤ 農地の転用に関すること。		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・政策の説明会、意見交換会等の際に、「接遇マニュアル」を踏まえ、相手に対して失礼のないよう丁寧な受け答えを行うことを通じて、職員一人ひとりの責任と自覚の向上に心がけていることもあり、現在までのところ相手方から苦情を受ける事態は生じていない。 ・接遇については、「接遇マニュアル」に基づいた親切・丁寧・正直な対応を常に心がけ、挨拶、電話対応等の向上に努めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジョン・ステートメント」を日常の業務の中で常に意識するようにし、食料の生産基盤である農地の確保に向けた適正な諸施策の運用と、国民の視点に立って明確な説明ができるよう都道府県や市町村等にも指導・助言を行っている。 ・「ビジョン・ステートメント」については、各職員に配付されたものを常に携行し、いつでも確認できるようにしている。 	
・政策外交員として課員一人ひとりが省全体の政策・事業を	・日常から掲示板や農水省のホームページ等を確認し、分かりや

<p>説明できるようにするため、新聞報道、農林水産省内部公開システムの「政策外交員のページ」や大臣・事務次官会見概要を随時確認し、最新情報入手するよう努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策外交員については、農村振興局内の政策から順次各局の関係部分の政策内容の把握に努め、業務に係る説明会のほか、実家や地元の方との会話等においてもわかりやすく説明できるように努めている。 	<p>すく解説されたパンフやフロー図の閲覧に心がけ、各政策についての理解度を深めるよう努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各種チェック作業においては、これまでの「農業振興＝国民利益」との思いを改め、消費者（納税者）の利益、不利益を被る者に対する配慮等を念頭に置きながら行うよう努めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が定める農業振興地域整備計画の変更に際しては、食料安定供給のための農業生産の基盤である優良農地の確保の観点から、消費者である住民の意見を聴く仕組みを設けて、その意見を反映することとしている。 ・本年6月に変更した「農用地等の確保に関する基本指針」の策定に当たっても、パブリックコメント等の手続きを経て実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、担当者会議や研修会等を通じ、住民意見の反映の必要性等について、地方公共団体に対する助言等に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消は、食料供給力の確保、国土保全等多面的機能の発揮の観点から推進する必要があると認識しており、農業の振興と地域（農村）振興を両面から見据えた対応を図るため、農業者、行政、農業団体、地域住民などが地域ぐるみで取り組むことが重要であることを説明し理解が得られるよう心がけている。 ・担い手農家をはじめ、企業やNPO法人、消費者等を対象に、耕作放棄地の解消事例の紹介や対策の説明等の機会を通じ、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等耕作放棄地が地域住民の生活環境に及ぼす悪影響のほか、耕作放棄地の再生利用による地産地消や農業体験活動など、消費者等の利益に直接つながっていることについて理解が得られるよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は関係各課と連携を図りつつ、担い手農家をはじめ、企業やNPO法人、消費者等を対象とした説明等の機会の増大に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域制度に関する相談・苦情等の処理窓口、農地転用相談窓口等を設けて、国民等からの相談に幅広く応じている。 <p>また、農業者等からの問合せは、往々にして他部局に関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域制度に関する相談・苦情等の処理窓口において、国民等からの相談等に応じているが、今後とも、相談事案等に関係する制度等をできる限り分かりやすく丁寧に説明することにより、国民等の理解を高めるよう努める。

<p>する事項が多いため、事実関係をきっちり聴き取り、必要に応じて他部局に照会し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、連絡メモを作成し職員の連携強化に努めている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興メールマガジンの発行に当たり、読みやすいレイアウト、分かりやすい記載を行うため、21年8月に作成要領を策定し、現在これに基づきメルマガを作成している。 ・農村振興メールマガジンへの意見・問合せ等については、これまではメールマガジン上のリンクから意見やメールアドレス等を記入いただいていたが、より使い勝手をよくするため、ホームページ上から直接、意見等を書き込んでいただけるよう仕組みを改善して、返信を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興メールマガジンの発行に当たっては、作成要領に基づき編集しており、読みやすく、分かりやすい内容になるよう引き続き努める。

<h2>2. 国民視点に立った業務の遂行について</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組実績及び現在実施している取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・農地制度については、地方農政局等の担当者を集めた担当者会議や新制度の説明会の際に都道府県や市町村の意見を聴取し、新制度の運用方針等（通知等）に反映させている。また、制度周知のための説明会の後は、説明者が後日メモを作成し、省内関係者や地方組織と情報を共有できるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月から9月に実施する農地転用許可権者（都道府県、市町村又は農業委員会）を対象とした農地転用許可事務の実態調査の機会を捉え、新農地制度のさらなる啓発・普及に努める。 ・また、実態調査で明らかになった許可手続及び許可基準等に関する課題について、来年1月に実施される本省検討会で整理・分析を行い、その内容について地方農政局等との情報共有に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画制度については、国土交通省と定期的に意見交換等を開催し、政策の検討を行っているほか、様々な部局の研修会に相互に講師を派遣するなど連携体制を確立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画制度に係る意見交換会や研修会等への講師の相互派遣等を行うなど、引き続き、国交省との連携に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策のホームページ利用者からの質問・意見等が少ないため、より多くの意見が頂けるようホームページの改善に務めている。 ・雇用対策については、厚労省及び省内各課の連携体制について、関係各課とも相談しつつ、その維持に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトや内容の見直しなどを通じて、引き続き雇用対策のホームページの改善に努める。 ・今後とも円滑な雇用対策の推進が図られるよう、引き続き厚労省及び省内各課との連携体制の維持に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・公表資料の作成に当たっては、写真、図、グラフ等を用い 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表資料は、イメージ写真等を用いて、わかりやすい内容にす

<p>る、文字を大きくする、イラストを用いる、日常業務で使っている専門用語は、一般の人には分からないことを十分認識し、一般的な言葉で説明する（電話等による口頭説明、パンフレット等による説明共通）等、相手方が理解しやすい内容にするよう努めている。</p>	<p>る。専門用語等については、注釈などを用いて理解しやすいものにするよう引き続き努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画については、都道府県等においても制度の適正な運用の観点からリスクの発生を抑止することができるよう、市町村及び都道府県並びに国の担当者の意識を高めるよう、事例等を用いた研修会や担当者会議の場での周知等に努めている。 ・また、運用については、事案の処理に関わった関係班の担当者や関係する地方農政局等の範囲内に止まっていた情報の共有化について、全国の制度運用担当等に対して、事例等を示すなどして更なる適正な運用に向けた情報の共有化に努めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整については、地方農政局等に定期的な案件調書の作成を求め、本省・地方農政局等間の情報共有化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案件調書の作成は、作成することが目的ではなく、進行管理に対する意識の向上が目的であることから、土地利用調整に係る案件調書の作成を通じて、引き続き地方農政局等の担当者の進行管理に対する意識の向上に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・BSE問題から得られた教訓等を基に、以下のとおり、「ハウレンソウ（報告・連絡・相談）」の徹底を図っている。 ① 悪い情報については、速やかに上司に報告し、判断を仰ぐとともに、詳しい情報収集に努めている。 ② 至急の連絡については、メールのみで行うのではなく、あらかじめ、電話で連絡した上で、メールを発出するなど、確実な伝達を図っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用に関する外部からの問合せ等については、適切な対応及び的確な聞き取りを行い、個別的な事案については、実態を踏まえたうえで回答を行うよう地方農政局等に依頼するとともに、制度に関する問合せについては、本省において対応・記録し、その内容を職員間で情報を共有化している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の農地への不法投棄については、都道府県の農地転用担当部局は、環境担当部局と連携を図って対応するよ 	

<p>う会議又は現地調査等の際に要請している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可事務の実態調査の実施に当たっては、転用許可事務の中でもミスが発生しやすい事項はないかという観点からの分析を行い、そのような事項については、手続を見直す等の対応をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月から9月に実施する農地転用許可権者（都道府県、市町村又は農業委員会）を対象とした農地転用許可事務の実態調査で明らかになった許可手続及び許可基準等に関する課題について、来年1月に実施される本省検討会で整理・分析を行い、必要に応じて手続の見直し又は基準の明確化等を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家をはじめ、企業やNPO法人、消費者等を対象に、耕作放棄地の解消事例の紹介や対策の説明等を行う機会の確保に努めており、こうした場を通じて、耕作放棄地の解消対策が食の安全に資すること等について理解が得られるように努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は関係各課と連携を図りつつ、担い手農家をはじめ、企業やNPO法人、消費者等を対象とした説明等の機会の増大に努める。

<p>3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組実績及び現在実施している取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・各種作業依頼の作業を行うに当たって、事後に手戻りが生じないようにするため、必要に応じ、事前に作業方針を上司と打ち合わせておくようにしている。また、担当者不在等で作業依頼が滞ることのないよう、メールでの依頼に合わせ電話での再確認を励行。 	

<p>4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組実績及び現在実施している取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務について、勤務時間が終了したら退庁するのが正常な状態であるとの認識を職員全員に共有してもらうべく、当課においては、定時退庁日だけでなく、毎日、課員全員に超過勤務の登録を行ってもらうようにしている。 	